

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続きを行うことが必要です。**

Q 届出手続きとはどのような手続きですか

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。なお、1つの会社で建設業許可と宅地建物取引業免許を有している場合は、建設業・宅地建物取引業それぞれについて届出手続きが必要となります。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A 基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。

届出手続きには「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。届出書や引渡物件の一覧表の書式は、国土交通省HPからダウンロードできます。(記載方法は裏面をご覧ください)

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A 基準日から3週間以内に届け出る必要があります。

届出手続きは毎年「4月1日から21日」および「10月1日から21日」に行うことが必要です。期間内に**届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることがあります。**

休日の場合は翌営業日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A 許可・免許を受けた行政庁への届出が必要となります。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、許可を受けた地方整備局に届出手続きをしてください。

業者種別	届出先	対象	届出方法	「問い合わせ先」及び「送付先」
建設業者 (大臣許可業者)	国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県に本店を置く	郵送 又は	関東地方整備局 建設産業第一課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6667)
宅地建物取引業者 (大臣免許業者)	国土交通省 関東地方整備局 建設産業第二課	「建設業者(大臣許可業者)」及び「宅地建物取引業者(大臣免許業者)」	窓口提出	関東地方整備局 建設産業第二課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6670)

窓口において審査は行いません。

届出期間中、窓口が混雑するおそれがあるため、郵送での提出をお勧めします。

この届出は、「建設業許可申請」及び「宅地建物取引業免許申請」のように本店所在地を管轄する都県経由ではなく、直接、関東地方整備局に提出することが必要です。

Q 保険法人から保険契約締結証明書が届きましたけどどのようにしたらよいのですか？

A 記名・押印することでそのまま届出手続きの添付書類として利用することができます。

保険に加入している場合、基準日後に保険法人から保険契約締結証明書および明細が送付されます。内容をご確認の上で、記名・押印することで届出手続きの添付書類とすることができます。このため保険法人からの送付物は必ず内容をご確認ください。

届出書類 (届出書)

第一号様式 (第五条関係) **建設業者の場合は第1号様式、宅建業者の場合は第7号様式**
住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届出ます。

平成22年 4月 1日
記入する日付を記載

届出時の許可番号 ○○県知事(○)第○○○号
商号又は名称 **かしたんぼ株式会社**
郵便番号 〒000-0000
主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町0-0-0 ▲ビル○階
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) ○○○○ 印
電話番号 000-000-0000
ファクシミリ番号 000-000-0000

○○県 知事 殿
許可・免許行政庁を記載

自社の情報を記載

1 基準日 **平成22年 3月 31日**

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について **3月31日又は9月30日と記載**
(すべて保険のため省略)

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅建設瑕疵担保責任保険法人名	戸数
■■■■■保証	10
合計戸数	10

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 **10**

送付物

すべての保険法人が同じ封筒を用品です。複数の保険法人の保険を利用している場合、複数送付されます。

届出書類 (保険契約締結証明書) 送付物

〒000-0000
○○県○○市○○町0-0-0
▲ビル○階
発行日 平成22年4月1日

かしたんぼ株式会社 御中
ABCD0001

保険契約締結証明書
(住宅建設瑕疵担保責任保険契約用)

住宅建設瑕疵担保責任保険法人である■■■■■保証は、下記の建設業者が基準日前6月間に建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した内容について、下記のとおり記載します。
なお、本証明書は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第五条第3項第2号に規定する書面となります。

内容を確認 保険法人名および当該保険法人と保険契約を締結した戸数を記載

1. 建設業者 かしたんぼ株式会社 様

2. 基準日 平成22年3月31日

3. 基準日前6月間に新築住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当住宅建設瑕疵担保責任保険法人(■■■■■保証)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅の合計戸数 **10** 戸

4. 保険付保住宅の明細 別紙のとおり

発行者(印捺者)
住宅建設瑕疵担保責任保険法人
■■■■■保証

印

届出書類 (引渡物件の一覧) 送付物

■■■■■保証
保険契約締結証明書
住宅建設瑕疵担保責任保険契約用【明細】

自社の情報を記載・押印

記載内容を確認 (間違いがあれば保険法人へご連絡ください)

建設業者	建設工事の名称	建設工事の所在地	建設工事の完了日	引渡した新築住宅の戸数	引渡した新築住宅の所在地	引渡した新築住宅の竣工日	引渡した新築住宅の引渡先	引渡した新築住宅の引渡先住所	引渡した新築住宅の引渡先氏名	引渡した新築住宅の引渡先印
かしたんぼ株式会社	新築住宅	○○県○○市○○町0-0-0	平成22年3月31日	10	○○県○○市○○町0-0-0	平成22年3月31日	■■■■■保証	■■■■■保証	■■■■■保証	■■■■■保証

重要 保険申込だけでは保険契約締結証明書等は正しく記載されません
保険法人から送付される保険契約締結証明書や明細書は、保険証券発行件数を記載していません。**新築住宅を引き渡す際は必ず保険証券および保険付保証書の発行を受けてください。**

作成・問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課・建設産業第二課 (前頁参照)
「制度概要」及び「様式のダウンロード」URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。
(様式のダウンロードは、「同コーナー」の「コンテンツ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律について」のページの「関係法令・省令」欄の「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則関係様式(PDF)」をご利用下さい。)